桐生市議会 教育民生委員会 行政視察報告書

視察都市 三重県名張市(人口 75, 408 人/令和 5 年 10 月 1 日現在)

視察日時 令和5年11月7日(火)

午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 30 分

視察項目 ・名張市子ども条例について

◎視察概要

視察項目 ・名張市子ども条例について

名張市福祉子ども部子ども家庭室 室長 浪花 武志様 名張市子ども相談室 相談員 山本 徳子様 より説明

(1) 説明要旨

名張市では2006年に「名張市子ども条例」(以下条例)を制定した。国連で子どもの権利条約(以下条約)が1989年に採択され、1994年には日本も批准したが、既存の法令等で子どもの権利は規定されているとして新たな立法は行わなかった。しかし、条約にもとづく「子どもの権利」を明文化する機運は高まり、各自治体単位での条例化が一部で進められてきた。名張市も制定当時、不登校や虐待の増加を背景に議員提出議案として上程され、可決、制定された。条例では①「子どもを一人の人間として尊重し、権利を保障する」、②「子どもを権利の主体と捉え、健全に育つまちづくり」の二つを柱とし、それぞれ取り組みを実施している。具体的に①では(1)子どもの権救済委員会の設置、(2)子ども相談室、②では(1)子ども権利委員会の設置、(2)基本計画の作成、(3)子どもの権利普及活動、(4)子ども会議の開催となっている。

これらの取り組みで注目するべきは子どもの権利救済委員会と子ども会議である。子ども権利救済委員会は子どもの権利に関する相談窓口として、子ども相談室との連携しつつ救済の申し立てを受け付ける。申し立て内容について調査審議を行い、その結果について市や教育委員会等の関係機関(者)に対し、助言や是正の要望ができる第三者機関として運営している。特に重要なのは救済委

員会の委員には利害関係者からは選出しないこととし、教員であった者であっても離職から5年以上たっている事が条件になるなど他の関係機関(者)から独立している点である。これは子ども権利を尊重した上で、その権利への侵害があった場合に調査や助言、是正の要望を行うにあたり、子どもの権利に沿った判断を行えるようにしていると考えられる。

もうひとつの子ども会議は子どもが中心になり、市政に提言を行うことができるものである。大人が判断したりせず、子どもたちの主体性を発揮してもらうことを主眼においている。子ども会議への参加は子どもからの申し込みであることから、当初は市政への提言中心のものであったため子どもが集まらず、PTA会長や市職の子どもを参加させることもあった。そのため本当に子ども主体の会議になっているかと疑義があり、子どもが集まりやすい仕掛けとして、子どもが企画・運営するイベントを設置と開催したことで子ども会議にも多くの子どもが参加するようになった。

子ども会議の提言からオリジナルキャラクターを考案、街の魅力を発信するマップを製作するなどの活動も行われてきた。

(2) 主な質疑応答

問.子どもの権利救済委員会が独立した機関として義務付けられているが、青少年育成などに関する他の組織に依頼することはできたか?

答. 名張市では市民活動団体が少なく、学校機関などとの利害関係がないことが望まれたことから、市でやることになったため、結果として「できた」と言える。

問.こども条例制定後救済委員会の活動実績、教育委員会との連携はどのようになっているか?

答. これまでに申し立てが2件あった。また委員会は年に1、2回開催し、差別的扱い、いじめなどの相談を受けた内容について議論、対応している。申し立て や相談内容が学校関係のさいには、学校、教育委員会に調査等を行うことから連携は難しい。

問. 条例制定後、子どもの健全育成のための施策(居場所づくり)にどれだけ予算を確保できたか?

答. 令和5年度では2500万円確保できた。実施施策としては助産師訪問、産後ケアなどである。

問. 名張市こども条例は子どもの権利と人権を守ることがメインの条例であるが地域との連携はどのようになされているか?

答. 各地域にこれまで培ってきたノウハウをおろして、各地域にやってもらいたい。令和5年度では2つの地域で取り組みを行った。

- 問. 計画を推進するための財源は?
- 答. 一般財源で事業を行っている。一部事業に県からの補助金を充てている。

(3)参考となる点及び課題

名張市子ども条例は子どもの権利条約、世界人権宣言というゴールデンスタンダードにもとづき制定されており、子どもの権利保障、自己決定権を活動を通じて全市民的に定着を図ろうとしている。また子ども会議等では参加者の主体性の発揮が主眼におかれ、大人などはアドバイザーとしてふるまう等がある。

◎視察成果による当局への提言または要望等

桐生市においても既存の仕組み、組織はすでに子どもすこやか部に一本化されている。ここに権利救済、相談窓口としての第三者機関の設置と合わせて「こども権利条例」の制定を行うことは十分に可能である。